

標識・識別章の掲示義務

- ・動物取扱業者は、事業所ごとに、顧客の見やすい位置に（出入口などに）**標識**を掲示しなければなりません。
☞登録証でも代替可能です。
- ・事業所の外で活動する場合は、活動を行う者の胸元など見やすい場所に**識別章**を掲示する必要があります。

※標識および識別章に記載すべき事項

- ①動物取扱業者の氏名（法人の場合は会社の名称）
- ②事業所の名称および所在地
- ③登録に係る動物取扱業の種別
- ④登録番号
- ⑤登録年月日および有効期間の末日
- ⑥動物取扱責任者の氏名（標識のみ）